

令和5年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 弁護士 田口勤

＜対象事件＞ 歳出（貸付金を除く）を伴う契約について

＜選定理由＞ 行政機関が一方当事者となる契約（以下単に「契約」という）において、契約相手の選定過程で不適切な入札や随意契約が行われれば、契約金額にその影響が現れ、不経済・非効率な契約を締結することになり兼ねない。結果として納税者が過大な負担を強いられることにもなるため、契約の公正性の確保が必要であることから、「歳出（貸付金を除く）を伴う契約」について、監査することとした。
※貸付金については、2022年度に「債権の管理回収」を監査テーマとして監査を実施したことに伴い、金銭の貸付契約を既に確認済みであることから、本年度の監査では対象外とした。

＜指摘・意見＞ ※ 今回の監査では、法令や規則等に違反している事項、県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等を【指摘】(14件)、規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項を【意見】(105件)とし、本紙ではそのうち主なものについて記載した。

予定価格の事前公表の適否について検討を続けなければならない【意見】

○ 予定価格の事前公表には、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するメリットはあるが、このメリットを絶対視することなく、今後も不断の監視を続けなければならない。
とりわけ、同じ入札者が3年から6年も落札し続ける案件については、その背景を調査し、事前公表との因果関係を確かめられたい。(60ページ参照)

ベンダーロックインを回避する仕組をさらに検討するべきである【意見】

○ 情報システムの改修・保守管理は、開発業者に任せるしかないとの発想は、県内に広く浸透している。このような発想の下では、改修・保守管理は開発業者に任せることになり、必然的にベンダーロックイン状態となる。
「IT調達ガイドライン」では、少なくとも改修については、開発業者以外の業者の参入機会を確保することが求められている。
保守管理については、当該システムを十分把握している開発業者との契約に、メリットがあること自体は否定できないが、ベンダーロックインによる保守管理費用の高止まり等のデメリットのおそれもあり、当然に開発業者との随意契約を毎年続けることが認められるものではない。
「後年の多額な経費の発生を防ぐため、企画、開発、導入、運用、廃棄まで一連のものとして調達の検討を行うこと。その結果、稼働後5ヵ年程度の保守・運用業務を含めたライフサイクルを勘案した一括調達をはじめ、ハードウェアも含めた一括調達など、合理的な調達範囲を定めること」を含め、合理的な契約方法を検討されたい。(60ページ参照)

情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式を用意されたい【意見】

○ 契約書書式が9通りあるが、長期継続契約に関するものを除くと、委託契約に関するものは調査委託しかない。しかし委託契約は、県全体の中でも相当数を占める契約類型で、その中身も多様であり、特に、情報システムに関する契約は専門性が高いことから、情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式が用意されることが望ましい。(62ページ参照)

「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の記載を整合させるべき【意見】

○ 「IT調達の手引き」では、「随意契約が前提となるような契約（既存システムの改修、運用保守等）」では、1者から費用情報を収集するのみで問題ありません。」と情報システムの改修の場合、他の事業者の参入がないことを前提にした記載がある。
しかし、「IT調達ガイドライン」では、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと」とされており、改修の場合に、いわゆる1者随意契約が前提になるとはしていない。
「IT調達の手引き」の記載は、上位にある「IT調達ガイドライン」と整合していないため、修正されるべきである。(62ページ参照)

一括再委託の原則禁止と適切な承諾手続について周知する必要がある【意見】

○ 「契約に係る業務の全部又は主要な部分の一括再委託が原則禁止であること」、「再委託する場合には、受注者は再委託先の監督が可能な状況であるか等を含め、承諾に係る審査を適切に実施すること」及び「再委託できない主要な部分があらかじめ指定可能な業務について契約書等に記載すること」などを会計事務の手引へ掲載することを検討されたい。(63ページ参照)

入札者数の増加を図るよう入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい【意見】

○ 消防設備士講習委託業務の契約相手は、2020年度までは一般競争入札、2021年度と2022年度は入札不調のため随意契約、2023年度は一般競争入札で落札されていた。
今後も一般競争入札による落札が行われるよう、入札者数の増加を図るために、入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい。(104ページ参照)

委託契約の成果を具体的に把握されたい【意見】

○ 「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」研究委託業務はIV期目であり、その前にもI期、II期、III期の「知の拠点あいちプロジェクト」の研究委託業務が行われている。
本業務が委託契約ということであれば、委託料の対価として、売上高等の経済効果が県の経済に対してどのような効果を生じているのかについて検証し、成果を具体的に把握する必要がある。(162ページ参照)

運営事業者の意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない【意見】

○ 愛知県国際展示場コンセッション事業運営支援業務委託について、2023年度は企画競争されていたが、2022年度以前から企画競争によるべきであり、運営事業者の営業上の秘密やノウハウに関する事項の公開に関する意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない。(183ページ参照)

新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい【意見】

○ 武将観光情報発信事業（「忍者観光創出」）の目的は、観光資源を活用しながら、「武将のふるさと愛知」として県内外へ発信することにある。
現在の契約相手が専門的知見やノウハウに長けているという点は否定できないが、本事業の商標権は県が有しており、現在の契約相手でなければならない必然性はないため、定期的に新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい。(185ページ参照)

退職給付を委託料として支出してはならない【指摘】

○ 愛知県栽培漁業センター業務の委託契約について、委託料の発生原因である委託契約は、双務契約であり、反対給付の対価として委託料を支払うものである。
しかし、退職給付は当該年度の委託業務に対する対価とは認められず、委託料をもって退職給付を支出することは認められない。
委託業務と対価関係のない支出を行う場合は、補助金として公益上の必要があるか否かについて検討が必要である。(191ページ参照)

委託料のうち人件費相当額の算出方法と額を改める必要がある【指摘】

○ 障害者スポーツ参加促進業務委託契約は、いわゆる1者随意契約で委託されている。
本事業の契約金額が、増加傾向にある理由は、受託者が業務を行うに際し、常勤の委託職員を配置する必要があり、この人件費が増額の傾向にあることも影響していた。
双務契約である委託契約は、その契約目的を達するために委託料を支払うものであり、委託料はその契約で提供される業務の内容・業務量と均衡が取れている必要がある。
受託者から提出された見積と同額の人件費を基に契約金額を積算するのではなく、業務の人工の単価を適切に算定の上、これに所要時間を乗ずることで、委託料のうち人件費相当額を算出するべきである。
また、愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約においても、業務の人工の単価を適切に算定の上、これに所要時間を乗ずることで、委託料のうち人件費相当額を算出するべきである。(231ページ参照)

プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである【意見】

○ 第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約、愛知県スポーツ大会運営業務委託契約、障害者スポーツ参加促進業務委託契約、障害者スポーツ交流・サポート体制強化事業業務委託契約は、いわゆる1者随意契約で委託されている。
真に現在の契約相手が行わなければならない部分について検討の上、業務委託する契約の内容を分離することを検討すべきである。
その結果、1者随意契約ではなく、プロポーザル方式や競争入札が行える業務委託の部分が生じうる可能性がある。(234ページ参照)